

特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧(個室)

令和4年12月13日より

	負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計(30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)
要介護1	第1段階	573	22	4	8	13	620	320	300	1,240	37,200
	第2段階							420	390	1,430	42,900
	第3段階①							820	650	2,090	62,700
	第3段階②							820	1,360	2,800	84,000
	第4段階							1,171	1,445	3,236	97,080
要介護2	第1段階	641	22	4	8	13	688	320	300	1,308	39,240
	第2段階							420	390	1,498	44,940
	第3段階①							820	650	2,158	64,740
	第3段階②							820	1,360	2,868	86,040
	第4段階							1,171	1,445	3,304	99,120
要介護3	第1段階	712	22	4	8	13	759	320	300	1,379	41,370
	第2段階							420	390	1,569	47,070
	第3段階①							820	650	2,229	66,870
	第3段階②							820	1,360	2,939	88,170
	第4段階							1,171	1,445	3,375	101,250
要介護4	第1段階	780	22	4	8	13	827	320	300	1,447	43,410
	第2段階							420	390	1,637	49,110
	第3段階①							820	650	2,297	68,910
	第3段階②							820	1,360	3,007	90,210
	第4段階							1,171	1,445	3,443	103,290
要介護5	第1段階	847	22	4	8	13	894	320	300	1,514	45,420
	第2段階							420	390	1,704	51,120
	第3段階①							820	650	2,364	70,920
	第3段階②							820	1,360	3,074	92,220
	第4段階							1,171	1,445	3,510	105,300

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、8.3%が加算されます。
 要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×8.3%=2,226円/月(単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、2.7%が加算されます。
 要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×2.7%=724円/月(単数は四捨五入)

◎介護職員等ベースアップ等支援加算・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、1.6%が加算されます。
 要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×1.6%=429円/月(単数は四捨五入)

◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	区分	条件
	第1段階	・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。
	第2段階	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
	第3段階①	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
	第3段階②	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧(個室)

第4段階対象者用

令和 4年12月13日より

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	573	22	4	8	13	620	1,171	1,445	3,236	97,080
	2割負担	1,146	44	8	16	26	1,240	1,171	1,445	3,856	115,680
	3割負担	1,719	66	12	24	39	1,860	1,171	1,445	4,476	134,280
要介護2	1割負担	641	22	4	8	13	688	1,171	1,445	3,304	99,120
	2割負担	1,282	44	8	16	26	1,376	1,171	1,445	3,992	119,760
	3割負担	1,923	66	12	24	39	2,064	1,171	1,445	4,680	140,400
要介護3	1割負担	712	22	4	8	13	759	1,171	1,445	3,375	101,250
	2割負担	1,424	44	8	16	26	1,518	1,171	1,445	4,134	124,020
	3割負担	2,136	66	12	24	39	2,277	1,171	1,445	4,893	146,790
要介護4	1割負担	780	22	4	8	13	827	1,171	1,445	3,443	103,290
	2割負担	1,560	44	8	16	26	1,654	1,171	1,445	4,270	128,100
	3割負担	2,340	66	12	24	39	2,481	1,171	1,445	5,097	152,910
要介護5	1割負担	847	22	4	8	13	894	1,171	1,445	3,510	105,300
	2割負担	1,694	44	8	16	26	1,788	1,171	1,445	4,404	132,120
	3割負担	2,541	66	12	24	39	2,682	1,171	1,445	5,298	158,940

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×8.3%＝**2,226円**/月(単数は四捨五入)
- ◎介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×2.7%＝**724円**/月(単数は四捨五入)
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×1.6%＝**429円**/月(単数は四捨五入)
- ◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。
	第2段階	・市民税世帯非課税であって、【遺族年金※障害年金】収入額の課税年金収入と合計所得金額と合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
	第3段階①	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
	第3段階②	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧(多床室)

令和4年10月1日より

	負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ-ロ	看護体制加算Ⅱ-ロ	夜勤職員配置加算Ⅰ-ロ	合計介護保険部負担金	居住費	食費	合計	合計(30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)
要介護1	第1段階						620	0	300	920	27,600
	第2段階							370	390	1,380	41,400
	第3段階①	573	22	4	8	13		370	650	1,640	49,200
	第3段階②							370	1,360	2,350	70,500
	第4段階							855	1,445	2,920	87,600
要介護2	第1段階						688	0	300	988	29,640
	第2段階							370	390	1,448	43,440
	第3段階①	641	22	4	8	13		370	650	1,708	51,240
	第3段階②							370	1,360	2,418	72,540
	第4段階							855	1,445	2,988	89,640
要介護3	第1段階						759	0	300	1,059	31,770
	第2段階							370	390	1,519	45,570
	第3段階①	712	22	4	8	13		370	650	1,779	53,370
	第3段階②							370	1,360	2,489	74,670
	第4段階							855	1,445	3,059	91,770
要介護4	第1段階						827	0	300	1,127	33,810
	第2段階							370	390	1,587	47,610
	第3段階①	780	22	4	8	13		370	650	1,847	55,410
	第3段階②							370	1,360	2,557	76,710
	第4段階							855	1,445	3,127	93,810
要介護5	第1段階						894	0	300	1,194	35,820
	第2段階							370	390	1,654	49,620
	第3段階①	847	22	4	8	13		370	650	1,914	57,420
	第3段階②							370	1,360	2,624	78,720
	第4段階							855	1,445	3,194	95,820

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
 要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×8.3%＝**2,226円**/月(単数は四捨五入)
- ◎介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
 要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×2.7%＝**724円**/月(単数は四捨五入)
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
 要介護5の場合：894単位×30日(利用日数)×1.6%＝**429円**/月(単数は四捨五入)
- ◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。
	第2段階	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
	第3段階①	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
	第3段階②	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧(多床室)

第4段階対象者用

令和 4年10月1日より

	負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	合計 介護保険 部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1ヶ月)
要介護1	1割負担	573	22	4	8	13	620	855	1,445	2,920	87,600
	2割負担	1,146	44	8	16	26	1,240	855	1,445	3,540	106,200
	3割負担	1,719	66	12	24	39	1,860	855	1,445	4,160	124,800
要介護2	1割負担	641	22	4	8	13	688	855	1,445	2,988	89,640
	2割負担	1,282	44	8	16	26	1,376	855	1,445	3,676	110,280
	3割負担	1,923	66	12	24	39	2,064	855	1,445	4,364	130,920
要介護3	1割負担	712	22	4	8	13	759	855	1,445	3,059	91,770
	2割負担	1,424	44	8	16	26	1,518	855	1,445	3,818	114,540
	3割負担	2,136	66	12	24	39	2,277	855	1,445	4,577	137,310
要介護4	1割負担	780	22	4	8	13	827	855	1,445	3,127	93,810
	2割負担	1,560	44	8	16	26	1,654	855	1,445	3,954	118,620
	3割負担	2,340	66	12	24	39	2,481	855	1,445	4,781	143,430
要介護5	1割負担	847	22	4	8	13	894	855	1,445	3,194	95,820
	2割負担	1,694	44	8	16	26	1,788	855	1,445	4,088	122,640
	3割負担	2,541	66	12	24	39	2,682	855	1,445	4,982	149,460

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
要介護5の場合： $894 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,226 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)
- ◎介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
要介護5の場合： $894 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 2.7\% = 724 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
要介護5の場合： $894 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 1.6\% = 429 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)
- ◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。	・上記(第1～3段階)以外の方